

番号：151166

国名：ラオス

担当：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：有機農業促進プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年2月中旬から2016年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.25M/M、現地 0.47M/M、合計 0.72M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
2日	14日	3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月3日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）（[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)）をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	農業分野における各種評価調査
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

- 本件への参加を認めない。  
(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ラオス国ではこれまで農薬の使用頻度が小さく、農薬の残留程度は極めて低いことに加え、周辺の農薬使用地からも隔離しやすいため、商品作物生産としての有機農業は高いポテンシャルがあると考えられている。農林省は2005年にNGOとの協調により、「有機農業基準に関するラオス国農林大臣決定」を策定し、2006年から同ラオス有機農業基準が施行されている。しかし、認証・検査を担う農業局規格課（以下「規格課」）の職員全10人のうち実際にラオス有機認証に沿った認証・検査を行える人材は5人程度にすぎず、認証・検査の手続きに約半年を要するなど十分機能していない。生産者レベルでは、首都ビエンチャンでラオス有機認証を受けた農家組織は28か所に上るものの、一部の有機生産者の品質管理に課題が残るとされるほか、農家組織の内部統制システムや行政からの技術指導の不足、国内の市場までの輸送や流通の問題により、市場の要望に沿った生産や民間企業との連携は十分行われていない。

このような状況下、ラオスの有機認証システムの構築、モデル農民グループの育成、市場への関与（強化）を通じて農村部の収入向上を図ることを目的として、JICAは技術協力プロジェクト「有機農業促進プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を2013年9月から3年間の予定で開始した。本プロジェクトは、①有機農業開発における国家戦略の作成、②有機農業を技術的にサポートするクリーン農業開発センターの能力向上や、③規格課の有機農業認証に係る審査能力向上等を通じ、有機農業を促進するための体制が強化されることを目指している。

2015年2月の運営指導調査では、有機農業の裾野を広げていく視点での活動の必要性や、輸出振興のための情報収集や出口戦略の重要性などが指摘された。

今回実施する終了時評価調査は、2016年9月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。また、プロジェクト終了後の継続案件やフォローアップ活動を見据えた情報収集を併せて行う。

なお、ラオス政府は、本プロジェクトの後継に当たるクリーン農業開発プロジェクトを要請している。したがって、本プロジェクトの事業評価に当たっては、後継案件の検討に必要な情報収集も併せて行う。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2016年2月中旬～下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他ラオス側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成し、プロジェクトを通じて事前配布を行う。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2016年2月下旬～3月上旬)

- ① JICA ラオス事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ (1) ③で事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、ラオス側 C/P と協議した評価グリッドに基づきプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績への貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びラオス側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥ 評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案の修正、最終化に協力する。
- ⑦ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑧ Joint Coordination Committee Meeting が開催される場合にはそれに参加し、評価結果について報告する。
- ⑨ 後継案件に関して、現プロジェクト関係者および関係機関から必要な情報を収集する。
- ⑩ 現地調査結果の JICA ラオス事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2016年3月上旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)を作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(案)(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、加工可能な電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上してください)。

航空経路は、成田→バンコク→ビエンチャン→バンコク→成田を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年2月21日～2016年3月5日を予定しています。

当機構の調査団員の現地調査期間は、2016年2月28日～2016年3月5日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 評価分析(コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構ラオス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上  
英語⇄ラオス語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

## (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8452）にて配布します。
  - ・半期進捗報告書
  - ・日本人専門家（短期）業務完了報告書（2015年度分）
  - ・運営指導調査報告書（2015年2月）
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。
  - ・ラオス国有機農業促進プロジェクト基本情報  
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cfd/0aa9d8ec2121d6a449257b9c0079e4b9>
  - ・ラオス国有機農業促進プロジェクト詳細計画策定調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12126041.pdf>

## (3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②安全管理  
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ③不正腐敗の防止  
本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上